

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援に ついてのガイドライン (施設向け説明会資料)

①制度概要

【強度行動障害児者への集中的支援が必要となった背景】

強度行動障害を有する児者について、状態が悪化することにより、サービスの利用や生活の維持が困難になった事例や、対応する職員が疲弊し事業所における支援力が低下した事例を受け、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所・施設とともに行うことが必要となった。

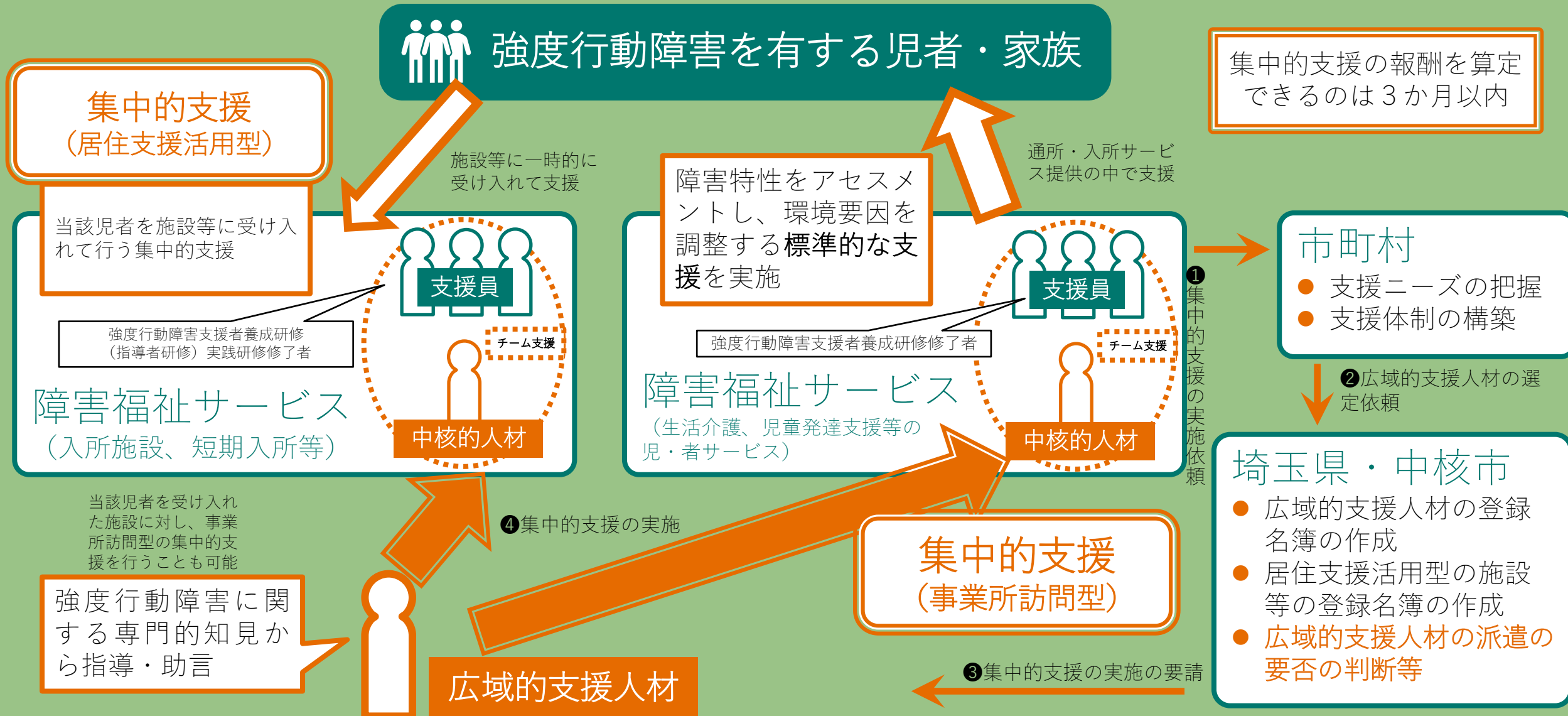
【本ガイドラインについて】

上記の実態を受け、令和6年度より「集中的支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）」が創設され、各事業所・施設においては必要に応じて集中的支援に係る申請を行うことが可能となった。

そのため、加算の要件や集中的支援に係る申請内容について、本ガイドラインを通じて理解を深めていただきたい。

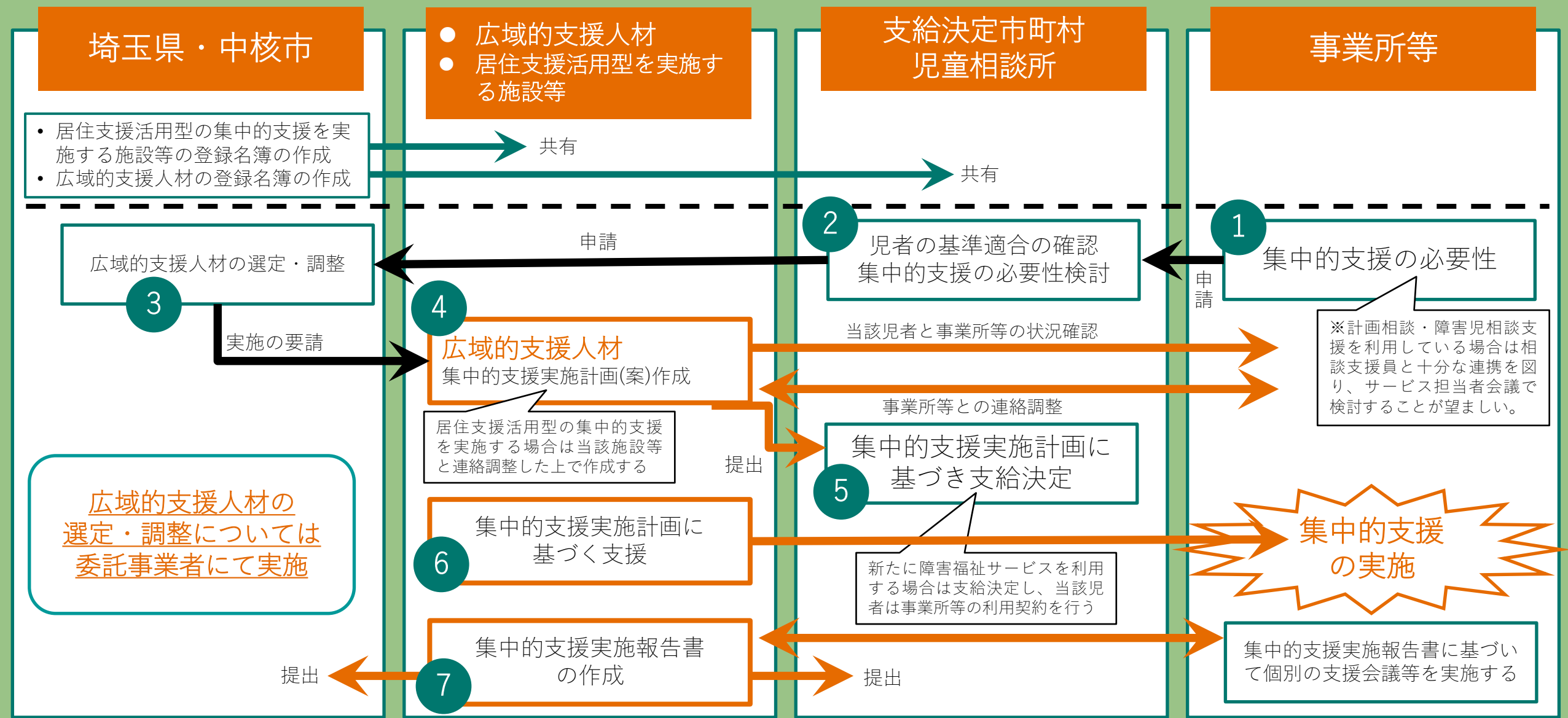
①制度概要

(強度行動障害を有する児者への集中的支援 イメージ図)



①制度概要

(集中的支援申請手続の流れ)



②加算の種類について

	集中的支援加算（Ⅰ） 事業所訪問型	集中的支援加算（Ⅱ） 居住支援活用型
対象者	強度行動障害を有する児者*であり、状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者 * 者にあつては行動関連項目10点以上、児にあつては強度行動障害判定基準表20点以上であるもの	
事業内容	広域的支援人材が、集中的支援実施計画に基づき、対象児者が利用する事業所等に対して、当該児者の状況や支援内容の確認を行いながら、助言援助を行う。 事業所等は、広域的支援人材の助言援助を受けながら、当該児者に対して支援を行う。	施設等の実践研修修了者が中心となって当該児者を受け入れて集中的支援を行う。 集中的支援の後に当該児者が生活・利用する予定の事業所等に対する当該児者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等を集中的支援実施計画に基づいて行う。
加算	1,000単位／回 ※ 3月以内の期間に限り 1月に4回を限度に算定できる ※事業所に対して加算され、事業所から広域的支援人材に対して別途報酬を支払う	500単位／日 ※ 3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算できる

②加算の種類について

(1) 集中的支援加算 (I) 1000 単位/日 ※事業所訪問型

埼玉県が選定する広域的支援人材が対象事業所等へ訪問し、
事業所等が強度行動障害を有する児者への支援を行う場合に算定
(広域的支援人材の派遣を希望する場合は参考様式2を支給決定自治体に提出)

対象の事業所等は？

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

強度行動障害を有する児者とは？

障害児にあつては、強度行動障害を有する児者、強度行動障害判定表20点以上である児

障害者にあつては、行動関連項目10点以上である者をいう

加算算定に関する注意点

①広域的支援人材に対して適切な額の費用の支払が必要
※費用は広域的支援人材との調整によって決まる

②算定期間は3月に限る
(1月に4回まで)

②加算の種類について

(1) 集中的支援加算 (I) 1000 単位/日 ※事業所訪問型

【事業所訪問型の集中的支援（加算(I)）実施までの流れ】

集中的支援の必要性に応じて
支給決定市町村（児童相談所※）
へ参考様式2を送付
※障害児入所施設の場合は児童相談所

支給決定市町村（児童相談所）にて集中的支援の必要性が認められたのち、
県（委託事業者）にて広域的支援人材の選定・調整

事業所において集中的支援実施報告書に
基づく個別の支援会議等の実施や
広域的支援人材派遣に係る費用負担を行う。

（留意事項）

- ・「広域的支援人材」が支援するのは、事業所の職員（中核的人材、その他支援員）であり強行児者への直接的な支援は行わない。
- ・広域的支援人材に対する支払いについては、加算による適切な金額の支払いを行うこと。

参考様式2：集中的支援の実施申請書

（支給決定自治体）市町村長 殿

集中的支援の実施申請

申請者 ☐ 相談支援事業所 ☐ 通所事業所 ☐ 入所施設 ☐ その他	法人名 事業所名 管理者名（氏名） 連絡先 （※事業所等の利用がない場合は氏名のみ）
対象児者	氏名
	住所
利用事業所等	法人名： 事業所名： 担当者： 連絡先： 事業所住所：
担当の相談支援専門員	連絡先：
集中的支援の開始希望月	
集中的支援を必要とする理由（概要）	
備考	

*対象者の受給者証の写しを添付してください。

*利用事業所等が複数あるときは、欄を追加してご記入ください

=====
都道府県等 殿

上記の通り、集中的支援の実施申請書を受理いたしましたので、集中的支援の実施を依頼します。

市町村名 担当者 連絡先

②加算の種類について

(2) 集中的支援加算 (Ⅱ) 500 単位/日 ※居住支援活用型

埼玉県が選定する施設等において強度行動障害を有する児者を受け入れ
支援を行う場合に算定
(加算を算定する場合は埼玉県が管理する名簿への登録が必要)

名簿登録における選定要件
(①を必ず満たし、②、③のいずれかを満たす必要がある)

受け入れを依頼する場合
の申請方法はⅠと同じ。
ただし、集中的支援後は
対象利用者が元の事業所
等に戻ることが基本とな
る

要件①

以下の加算を算定できる体制があること

- ・施設入所支援・・・重度障害者支援加算 (Ⅱ) 又は (Ⅲ)
- ・共同生活援助、短期入所・・・重度障害者支援加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ)
- ・障害児入所施設・・・強度行動障害児特別支援加算 (Ⅰ)

要件②

強度行動障害を有する児者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルテーションを継続的に受けていること。

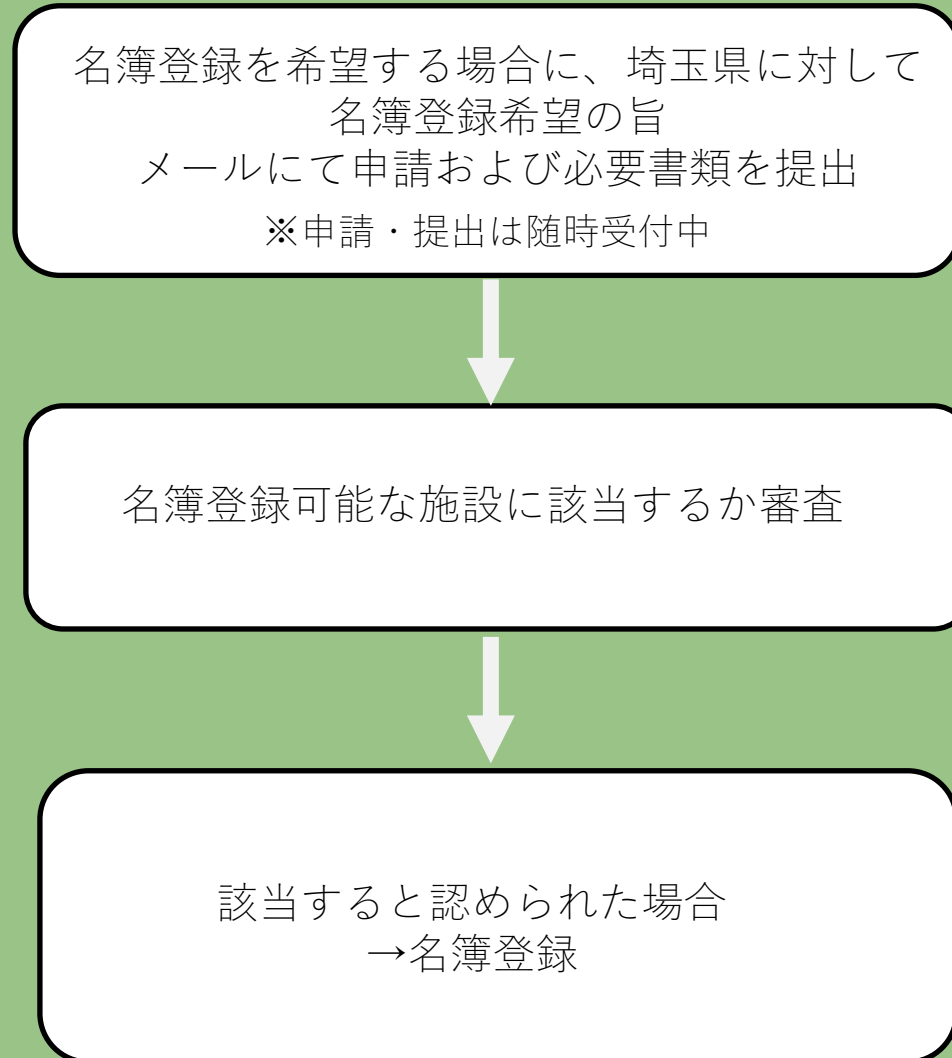
要件③

都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力していること

②加算の種類について

(2) 集中的支援加算(Ⅱ) 500単位/日 ※居住支援活用型

【居住支援活用型の集中的支援(加算Ⅱ)を実施する施設名簿名簿登録までの流れ】



【必要書類】

要件①を満たしている場合

・・・下表のとおり

	従業員の勤務の 体制及び勤務形 態一覧表	重度障害者 支援加算に関 する届出書	強度行動 障害児特 別支援加 算に関す る届出書	強度行動障 害支援者養 成研修(基 礎研修)及 び(実践研 修)の 修了証	加算要件を満た すために必要な 資格証、経歴 書等
施設入 所支援	○	○	－	○	－
共同生 活援助	○	○	－	○	－
短期入 所	○	○	－	○	－
障害児 入所施 設	○	－	○	○	○ (医師の経歴 書等)

要件②を満たしている場合

・・・外部専門家を活用したコンサルテーションの契約資料

要件③を満たしている場合

・・・該当する講師・ファシリテーター等の経歴書等